

## 公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の健康増進と地域医療の発展を図るため、公益財団法人千葉市保健医療事業団(以下「事業団」という。)に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業等及び対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる事業等及び経費は、別表に定めるとおりとする。

2 委託事業に係る経費は、補助金の交付対象から除く。

(補助額)

第3条 補助金の額は、対象経費に充てるべきその他の収入額を控除した額の10分の10とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、補助事業の開始の日までに、事業団運営補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるものの他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知等)

第6条 市長は、規則第6条の規定による通知をしようとするときは、事業団運営補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、事業団事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更(中止・廃止)承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに事業団事業変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、事業完了後速やかに事業団事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第9条 市長は、規則第13条の規定による通知をしようとするときは、事業団運営補助金額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 補助事業者が、規則第16条第1項の規定による補助金の交付請求をしようとするときは、事業団運営補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が、規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により補助金の交付請求をしようとするときは、事業団運営補助金一括(分割)事前請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 市長が、規則第17条の規定による補助金の交付決定を取り消すときは、事業団運営補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(返還命令)

第12条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、事業団運営補助金返還命令書(様式第10号)によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 平成19年度分の補助金に限り、この要綱の規定による改正後の財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金交付要綱(平成14年4月1日施行)別表第5号の規定の適用については、同号中「看護師養成施設事業に従事する職員に係る経費」とあるのは、「看護師養成施設事業に従事する職員及び非常勤職員に係る経費並びに同事業に係る外部講師謝金」とする。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 別表第5号の規定の適用については、平成30年度をもって効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

別表

1 補助対象事業等	2 補助対象経費
1 管理運営費	事業団の運営に要する役職員に係る経費、事業団の運営に要する管理費、調査研修旅費、非常勤職員賃金、職員被服貸与費及び職員健康診断料。ただし、看護師養成事業に係る経費は補助対象事業等欄第4号で別に定める。
2 健康づくり推進事業	市民健康づくり大会、健康づくりのための普及啓発事業その他健康づくり推進事業に要する諸謝金、旅費交通費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、賃借料、負担金及び保険料
3 救急医療知識の普及啓発事業	救急フェア、救急法等講習会その他救急医療知識の普及啓発事業に要する諸謝金、旅費交通費、消耗品費、会議費、印刷製本費、医薬材料費及び委託料
4 看護師養成事業に助成する経費	看護師養成事業に要する役員費、職員費、事業費（実習指導教員及び常勤職員の代替職員に係る賃金及び福利厚生費に限る。）及び特定資産取得支出。ただし、看護師養成事業の事業活動支出及び特定資産取得支出の合計額から事業活動収入（ただし、この号による補助金収入を除く。）を差し引いた額の範囲内とする。
5 看護師養成事業に助成する経費（生徒数減少による影響額）	看護師養成事業に要する事業費（実習指導教員、常勤職員の代替職員に係る賃金及び福利厚生費を除く。）のうち、収支不足額もしくは、生徒減少による影響額の少ない方とする。

様式第1号

公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者  
住所  
団体名  
代表者

印

年度公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象事業	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の効果	
補助金の申請額	円
交付希望時期	
補助事業の着手予定年月日	年 月 日
補助事業の完了予定年月日	年 月 日
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 定款(写) 4 補助金内訳書

申請者  
住 所  
団体名  
代表者

公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金について、次のとおり交付と決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補 助 対 象 事 業	
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 交 付 予 定 時 期	年 月
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。</li> <li>2 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。</li> <li>3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</li> <li>4 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。</li> </ol>

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

公益財団法人千葉市保健医療事業団事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった事業について次のとおり変更（中止・廃止）したいので、公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

補助事業の内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）予定年月日		年 月 日
添 付 書 類	1 事業変更計画書 2 収支変更予算書 3 補助金交付決定通知書（写）	

様式第4号

公益財団法人千葉市保健医療事業団事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

補助事業者

住 所

団体名

代表者

年 月 日付けで申請のあった公益財団法人千葉市保健医療事業団事業変更（中止・廃止）について、承認（不承認）したので、公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった 年度公益財  
団法人千葉県保健医療事業団運営実績について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により下記  
のとおり報告します。

補 助 対 象 事 業	
補助事業の着手年月日 及び終了年月日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助事業の経費精算額	円
添 付 書 類	1 収支決算書 2 補助事業の経過及び成果を証する書類等 3 その他

補助事業者  
住 所  
団体名  
代表者

公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定の通知をした、 年  
度公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規  
則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補 助 対 象 事 業	
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額	円
補 助 額	円
補 助 金 の 確 定 額	円
そ の 他 の 記 載 事 項 欄	

様式第7号

公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付千葉市達 第 号公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補 助 対 象 事 業	
補 助 金 の 確 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	1 公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金交付決定通知書の写し 2 その他

様式第8号

公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金一括（分割）事前請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

補助事業者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補 助 対 象 事 業	
交 付 決 定 額	円
一 括（分割）事前請求額 及 び 交 付 希 望 時 期	円 年 月 日
請 求 残 額	円
一 括（分割）事前交付 希 望 理 由	
添 付 書 類	交付決定通知書（写）

補助事業者  
住 所  
団体名  
代表者

公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した 年度公益財団法人  
千葉市保健医療事業団運営補助金交付決定の全部（一部）を以下のとおり取り消したので、千葉市補助  
金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

補 助 対 象 事 業	
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
取 消 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

補助事業者  
住 所  
団体名  
代表者

公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金返還命令書

年 月 日付千葉市達 第 号により取り消した 年度公益財団法人  
千葉市保健医療事業団運営補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第1項（第2項）の規定  
により返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

印

補 助 対 象 事 業	
補 助 金 の 確 定 決 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円
補 助 金 の 交 付 確 定 額	円
返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	